

評価の考え方、進め方にあたっての論点整理結果  
 (第1回評価委員会(7月12日開催)での議論の結果)

	内 容	結 果
1	論点1 評価にあたっての考え方(規程の策定等)をどのように整理するか?	規程は、以下のとおりとする。 評価に関する基本的な考え方は、「基本方針」とする。 評価の具体的な方法・基準は「実施要領※」とする。 ※実施要領は、以下の評価の種類ごとに策定し、まずは、年度評価に係るものを策定し、中間評価、中期目標期間評価は、後年度に改めて策定する。
2	論点2 評価の種類をどうするか?	年度評価、中間評価、中期目標期間評価とする。
3	論点3-1 評価の具体的な方法をどうするか?	法人の自己評価と評価委員会の評価とし、評価委員会の評価は個別項目評価、大項目評価、全体評価とする。
4	論点3-2 大項目評価を行う場合、評価する項目をどうするか?	中期計画に関する4つの大項目とする。
5	論点3-3 個別項目評価において評価する項目をどうするか?	中期計画の最小項目を基本とし、一部項目は年度計画の最小項目※とする。 ※平成24年度は41項目。別紙参照
6	論点4-1 評価の基準をどのように設定するか?	個別項目評価と大項目評価は評価基準を設定し評点する。 全体評価は評価基準を設定せず(評点せず)記述式で評価する。
7	論点4-2 評価の基準の段階をどうするか?	個別評価は、5段階での評価(評点)とする。 大項目評価は、5段階での評価(評点)とする。 なお、評価の基準には判断の目安を設定するが、最終的には委員の総意で決定する。
8	論点4-3 評価の基準のウエイト(重点項目)を設定するか?	ウエイト付けは行わない。

中期計画 (平成24年度～平成28年度)

年度計画 (平成24年度)

大項目	中項目	小項目	最小項目(1)	最小項目(2)
第1 中期計画の期間				
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	1 医療の提供	(1) 診療機能の充実	ア 高度医療の提供	(7) がん
				(4) 脳卒中・心筋梗塞
				(9) 各診療科の高度化
			イ 救急医療	
			ウ 小児・周産期医療	
		エ 感染症医療		
			(2) 信頼される医療の提供	
			(3) 医療安全対策の徹底	
			(4) 患者・県民サービスの向上	
			(1) 大規模災害発生時の対応	
	2 非常時における医療救護等		(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応	
		3 医療に関する地域への貢献	(1) 地域の医療機関との連携強化	
			(2) 医師不足等の解消への貢献	
		4 医療に関する教育及び研修	(1) 医師の確保・育成	
			(2) 看護師の確保・育成	
	(3) コメディカル(医療技術職)の専門性の向上			
	(4) 資格の取得への支援			
	(5) 医療従事者の育成への貢献			
	5 医療に関する調査及び研究			
	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	1 適切な運営体制の構築		
2 効果的・効率的な業務運営の実現				
3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成		(1) 経営関係情報の周知		
		(2) 改善活動の取組		
4 就労環境の向上				
5 人材の確保、育成を支える仕組みの整備				
6 事務部門の専門性の向上と効率化				
7 収入の確保と費用の節減		(1) 収入の確保		
	(2) 費用の節減			
8 積極的な情報発信				
第4 財務内容の改善に関する事項	1 予算(平成24年度～28年度)			
	2 収支計画(平成24年度～28年度)			
	3 資金計画(平成24年度～28年度)			
第5 短期借入金の限度額	1 限度額			
	2 想定される短期借入金の発生理由			
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画				
第7 剰余金の使途				
第8 料金に関する事項	1 使用料及び手数料			
	2 減免			
第9 その他業務運営に関する重要事項	1 保健医療行政への協力			
	2 法令・社会規範の遵守			
	3 業務運営並びに財務及び会計に関する事項	(1) 施設及び設備に関する計画		
	(2) 積立金の処分に関する計画	記載なし		
	(3) その他法人の業務運営に関し必要な事項	記載なし		

大項目	中項目	小項目	最小項目(1)	最小項目(2)	最小項目(3)
第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	1 医療の提供	(1) 診療機能の充実	ア 高度医療の提供	1 (7) がん	① キャンサーボードの充実
				2 (4) 脳卒中・心筋梗塞	② がん相談体制の充実
				3 (9) 各診療科の高度化	③ 緩和ケア体制の充実
				4 イ 救急医療	④ 検査体制の強化
				5 ウ 小児・周産期医療	① 脳卒中
			6 エ 感染症医療	② 心筋梗塞	
			7 ア クリニカルパスの推進		
			8 イ インフォームドコンセントの徹底		
			9 ウ 診療科目の充実		
			10 (3) 医療安全対策の徹底		
			(4) 患者・県民サービスの向上		
			11 ア 患者満足度の向上		
			12 イ 待ち時間の短縮		
			13 ウ 個人情報の保護		
			14 エ 相談体制の充実		
		15 オ 保健医療情報の発信			
		16 (1) 大規模災害発生時の対応			
	2 非常時における医療救護等		(2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応		
		3 医療に関する地域への貢献	(1) 地域の医療機関との連携強化		
			(2) 医師不足等の解消への貢献		
		4 医療に関する教育及び研修	(1) 医師の確保・育成		
			(2) 看護師の確保・育成		
	(3) コメディカル(医療技術職)の専門性の向上				
	(4) 資格の取得への支援				
	(5) 医療従事者の育成への貢献				
5 医療に関する調査及び研究					
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	26 1 適切な運営体制の構築				
	27 2 効果的・効率的な業務運営の実現				
	3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成	28 (1) 経営関係情報の周知			
		29 (2) 改善活動の取組			
	30 4 就労環境の向上				
	31 5 人材の確保、育成を支える仕組みの整備				
	32 6 事務部門の専門性の向上と効率化				
	7 収入の確保と費用の節減	33 (1) 収入の確保			
34 (2) 費用の節減					
35 8 積極的な情報発信					
第3 財務内容の改善に関する事項	36 1 予算(平成24年度)				
	37 2 収支計画(平成24年度)				
	38 3 資金計画(平成24年度)				
第4 短期借入金の限度額	1 限度額				
	2 想定される短期借入金の発生理由				
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		記載なし			
第6 剰余金の使途					
第7 その他業務運営に関する重要事項	39 1 保健医療行政への協力				
	40 2 法令・社会規範の遵守				
	3 業務運営並びに財務及び会計に関する事項	41 (1) 施設及び設備に関する計画			

※ 年度計画の網かけ部分は、平成24年度に評価を行う項目(特外の番号は個別項目の評価項目No.、計41項目)であり、うち、評価項目No.7～9(第1-1-(2)信頼される医療の提供)、No.11～15(第1-1-(4)患者・県民サービスの向上)は、中期計画には記載されていないが、評価を行う最小項目。

※ 平成24年度の年度計画においては、中期計画の「第1 中期計画の期間」及び「第8 料金に関する事項」は記載されていない。